

## 契約後 V E 実施フロー

### 1. (対象工事の選定)

事業主管課長は、契約後に V E 提案が期待される工事を選定する。

### 2. (契約書に追加記入する事項)

対象工事の建設工事請負契約書に対して、第 19 条の 2 (設計図書の変更に係る受注者の提案) (別紙-1) を追加記入する。

工期設定においては、15 日以上 V E 提案準備期間が確保されるように配慮する。

### 3. (公告・指名通知書、特記仕様書等に記載する事項)

入札に際し、本工事が契約後 V E 方式の工事であること、及び、契約後 V E 要領第 11 条に規定する事項を、一般競争入札であれば公告、指名競争入札であれば指名通知書に記載すると共に、特記仕様書等に必要事項を記載する。

(別添 契約後の V E 提案に関する特記仕様書 (例))

### 4. (工事の契約)

### 5. (V E 提案の受付)

契約の締結日から当該提案に係る部分の工事に着手する 35 日前まで V E 提案を受付ける。提案の回数は原則として 1 回とするが、この限りではない。

提出書類

- |              |          |
|--------------|----------|
| (1) 様式-6 (1) | (V E 提案) |
| (2) 様式-6 (2) | (V E 詳細) |
| (3) 様式-6 (3) | (概算低減額)  |
| (4) 様式-6 (4) | (留意書)    |

### 6. (V E 審査委員会の開催)

V E 提案を受けたときは、遅滞なく V E 審査委員会を開催する。

委員長	事業主管課	課長
副委員長	事業主管課	副課長
委員	関係技術職員	
委員	関係技術職員	

※ 必要に応じ臨時委員を指名し、学識経験者等のアドバイザーの意見を聞くことができる。

V E 提案の説明は、監督員と契約担当者の立会のもとで受注業者が行う。

V E 提案の審査は、V E チェックシートに基づき行う。なお、個々の提案について評価項目を追加できる。

## 7. (VE 審査委員会事務局による監督員への審査結果の通知)

## 8. (受注者に対する提案の採否の通知)

VE 提案の受領後 14 日以内に書面により受注者に対し採否結果を通知する。

VE 提案採否通知書 様式-5

## 9. (設計変更等)

VE 提案が適正と認められた場合、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額 (以下「VE 管理費」という。) を削減しないものとして設計変更をする。

VE 管理費は、提案に要した経費、技術提案の買い取り費用等と考え、現行四日市港管理組合財務規則の下で適用する。

## 【具体的設計変更方法】

- ① VE 提案による変更内訳 (算出根拠) をもとに、基準書歩掛かり等に対応できるものについては極力対応する。それ以外は、見積もりにて対応する。
- ② VE 提案採用後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合においても、VE 管理費は変更しないものとする。
- ③ VE 管理費の計上方法  
 VE 提案による請負代金額の低減額 : A (円)  
 VE 管理費 :  $A/2$  (円) (A の 10 分の 5 で、千円未満切り捨て)

	工事原価	VE 提案採用価格
工事価格	一般管理費	
変更請負工事費	VE 管理費	

消費税等相当額

## 10. (契約後 VE 縮減額証明書の発行)

VE 提案を採用した工事が完成し、請負代金の支払請求がなされた場合には、契約後 VE 要領第 9 条に規定する契約後 VE 縮減額証明書を、請求から 14 日以内に発行する。